

土地家屋調査士の皆様

下記期間の道水路境界立会について (お知らせ)

令和7年1月1日～令和7年4月30日の道水路境界立会について、下記のとおりとなりますのでご承知おきください。

道水路境界立会は市の職員で立会います

公嘱協会（安城分所）に立会業務を依頼せず、市の職員が立会います。

公嘱協会（安城分所）に所属する調査士と事前調整の上、「道水路境界の立会い及び承認願」を市にご提出いただきましても対応いたしかねますのでご了承ください。

※なお、案件によっては例外的に公嘱協会（安城分所）に依頼する場合もございます。